

ブロック塀の耐震化に関する補助制度のご案内

申込 問 建設課 都市計画係 ☎62-9217

老朽化によってひび割れや傾きが見られるブロック塀は、地震時等に倒壊する恐れがあります。町では、危険なブロック塀の撤去や補強をする方に対して補助を行っていますので、地震に備えて耐震化を進めましょう。

申請には手続きが必要となりますので、補助金交付を希望される場合には、事前にご連絡ください。

◆補助対象となるブロック塀

- ・ひび割れ、破損、傾斜等が見られるもの
 - ・**道路沿いの**高さ70センチメートル以上のブロック塀
- ※私有地間のブロック塀は「富士見町住宅リフォーム支援事業」をご活用ください



◆補助対象となる工事

- ・道路沿いのブロック塀等を撤去または補強する工事 ※新築・改修工事は対象となりません
- ・着工した年度内に実績報告書が提出できる工事

◆補助率

- ・工事費の2分の1（上限10万円）

富士見町住宅リフォーム事業補助金制度のご案内

申込 問 建設課 都市計画係 ☎62-9217

町では、町内業者を利用して住宅リフォームを行う方に、費用の一部を補助しています。補助を希望される方は必ず事前にご相談ください。

なお、令和2年度末をもって緊急経済対策住宅リフォーム支援事業が終了したことを考慮し、補助金制度の見直しを行った結果、4月1日より補助金の交付については、同一建築物等に対して1回限りとなりました。過去に補助金を受けた建築物等については申請できませんのでご注意ください。

富士見町住宅リフォーム事業補助制度

【対象者】

富士見町に住民登録のある方で、補助対象建築物の所有者であって、町が賦課する町税および料金の滞納がない方

※以下に該当する場合は補助金が加算されます

- ア. 移住者および多世代同居をしているまたはしようとする方
- イ. 居住誘導区域内でリフォームする方
- ウ. 消防団員等（申請者および申請者と同居する3親等以内の家族が対象）

【対象建築物】

- ①対象者が町内に所有し、居住または居住しようとする個人住宅等ならびに住宅と同一敷地内の倉庫、車庫、物置等
- ②倒壊の危険性を有し、除却が必要なブロック塀

【対象工事】

- ・工事費用が10万円を超える工事
- ・町内業者が施工する工事

【補助金額】

- ・補助対象工事費の1/2(上限10万円)
- +
- ・対象者アに該当の方は上限30万円加算
- +
- ・対象者イ、ウに該当の方は上限5万円加算

